

栃木県総合文化センター施設利用料減免制度

「とちぎアーティストバンク減免」のご案内

「とちぎアーティストバンク」へご登録いただいた方（または団体）が初めて公演または作品展を主催として開催する場合に、栃木県総合文化センターのホールまたはギャラリーの施設利用料が50%減免となります。

ぜひ「とちぎアーティストバンク」へ登録をして、栃木県総合文化センターではじめての公演・作品展を主催してみませんか。

【減免内容】

ホールまたはギャラリーを初めて利用する本番日の施設利用料を50%減免します。
(楽屋を含む、時間外利用及び附属設備利用料は除く)。

【条件】

- ①催事名にアーティストバンク登録名を入れてください。
- ②チラシやポスターには、「とちぎアーティストバンク支援 公益財団法人とちぎ未来づくり財団」と表記してください。
- ③アーティストバンク登録者・団体以外の出演・出展がある場合、催事名に表記しないか、主体は登録者・団体としてください。

【申請方法】

栃木県総合文化センター利用許可申請書の提出の際に、減免申請書と登録の際の通知文を添えてご提出ください。

お問い合わせ

【減免申請について】

栃木県総合文化センター利用サービス課
電話 028-643-1000 メールアドレス ryou @tmf.or.jp

【とちぎアーティストバンクについて】

(公財) とちぎ未来づくり財団文化振興課
電話 028-643-1010 メールアドレス tmf @tmf.or.jp
アーティストバンクホームページ <https://artistbank.sobun-tochigi.jp/>